

## 熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

令和7年3月27日

副市長決裁

スズメバチの巣駆除作業補助金交付要綱（平成24年7月9日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の安全な生活環境の保全のため、現にスズメバチが出入りしている巣（以下「スズメバチの巣」という。）を駆除した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続きに関する規則（平成17年熊谷市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者とする。

(1) 市内においてスズメバチが営巣している建物又は土地（いずれも店舗、事務所、工場、その他事業の用に供するものを除く。）の所有者、管理者又は賃借人。ただし、当該建物がアパート、マンションその他の集合住宅である場合は、自ら居住する住戸又はベランダ若しくはバルコニーにおいて駆除を行った者に限る。

(2) 自治会又は地域住民が主体的に使用及び管理している建物又は土地の所有者又は管理者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、スズメバチの巣を駆除業者に委託して駆除した場合における当該駆除に要する費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する費用の額と10,000円とを比較し、いずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) スズメバチの巣の駆除に要した費用の領収書の写し

(2) 駆除の実施前のスズメバチの巣の写真

(3) 駆除の実施後のスズメバチの巣の写真及びスズメバチの巣があった場所の写真（前号に掲げる写真を撮影した場所と同じ場所から撮影したものに限る。）

(4) スズメバチの巣の場所を示す位置図

2 前項の規定による申請の期限は、スズメバチの駆除を実施した日から60日以内とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後にスズメバチの巣を駆除した者について適用し、同日前にスズメバチの巣を駆除した者については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金を受けたいので、確認及び同意事項に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額				円
駆 除 に 要 し た 額				円
駆 除 し た 場 所	熊谷市			
駆 除 し た 日	年	月	日	
補 助 金 振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・金庫 農協・信組	支店 名	支店 出張所	
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	⋮	⋮
フリガナ				
口 座 名 義				

添付書類

- スズメバチの巣の駆除に要した費用についての領収書の写し
- 駆除の実施前のスズメバチの巣の写真
- 駆除の実施後のスズメバチの巣の写真及びスズメバチの巣があった場所の写真（前号に掲げる写真を撮影した場所と同じ場所から撮影したものに限る。）
- スズメバチの巣の場所を示す位置図

確認及び同意事項

<p>(1) 市内においてスズメバチが営巣した建物又は土地（いずれも店舗、事務所、工場、事業に供するものを除く。）の所有者、管理者又は賃借人であることに相違ありません。</p> <p>(2) 上記建物がアパート、マンションその他の集合住宅である場合、自己が居住する住戸等にできた巣を駆除した者であることに相違ありません。</p> <p>(3) 上記建物又は土地を自治会又は地域にて主体的に使用及び管理している場合、このことに相違ありません。</p> <p>(4) 補助金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合は、補助金を返還することに同意します。</p>
--

同意書

私は、熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金の交付に係る審査のため、市税（国民健康保険税を含む。）の滞納の有無を確認することについて同意します。

年 月 日

申請者  
氏名（自署）

\*この申請書は、熊谷市において交付決定した後は、スズメバチの巣駆除費補助金の請求書として取り扱います。

様式第2号（第7条関係）

熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付決定通知書

文書記号第 号  
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名

年 月 日付けで申請のあった熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金について、下記のとおり決定したので、熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金不交付決定通知書

文書記号第 号  
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金について、下記の理由より不交付と決定したので、熊谷市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由